



ストーカー規制法改正

改正ストーカー規制法が昨年の臨時国会で成立しました。今年の1月には一部が施行され、SNS(会員制交流サイト)上等で執拗にメッセージを送る行為等が新たに規制の対象となり、実際に適用されるケースも出ています。改正法は6月から全面的に施行され、これまでは警察が加害者に警告してもストーカー行為が続いた場合に限って禁止命令を出していましたが、緊急性が高い場合などは警告を経ずに命令を出すことが可能になりました。

◆改正のポイント

- 規制対象行為「つきまとい等」の拡大。
 - ・住居等の付近をみだりにうろつくことを追加
 - ・拒まれたにも関わらず、連続してSNSやブログへメッセージを送ることを追加。
- 緊急を要する場合は、警視庁の警告を経ずに禁止命令を出すことが可能に。
- ストーカー行為をする恐れがある者に対し、個人情報を提供する行為の禁止
- 親告罪から非親告罪へ変更。(被害者の告訴がなくても起訴が可能に。)
- 罰則の引き上げ

◆被害が深刻になる前に、警察に相談を!

ストーカー行為の被害に不安を覚えたら、迷わず警察に相談してください。最善の解決方法を見つけます。
○警察庁によると、昨年、ストーカー被害相談は2万2737件で、警告と禁止命令に至ったケースは過去最多。

◆ストーカー規制法

ストーカー規制法では、以下の8つの行為を「つきまとい等」、同一人物につきまとい等を繰り返すことを「ストーカー行為」と定義し、ストーカーへ警告・罰則などを行います。

- (1) つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・*うろつき
- (2) 監視していると告げる行為
- (3) 面会や交際の要求 (4) 乱暴な言動
- (5) 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・*SNS等
- (6) 汚物などの送付 (7) 名誉を傷つける
- (8) 性的しゅう恥心の侵害

※今回の改正により追加



平成29年度宜野湾市平和祈念事業
ピースフォーラムぎのわん

in 宜野湾コンベンションシティ

日時: 11月12日(日) 13:00~14:30

会場: サンエー宜野湾コンベンションシティ 2F
(はごろもコート)

出演: ゆうりきや〜・プロパン7・平良こずえ

おじい、おばあと一緒に“平和”について考える!
コントあり、ライブありの1時間半! 入場無料!
ぜひ遊びにきてね。

〜平和パネル展も同時開催します〜

問合せ 市民協働推進課 内線 423

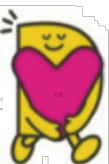
問合せ:市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411 内線421  「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

学び、ふれあい、感じる実践の場

めぶき★**3**＜**3**＜情報

安全な書くセルフケアで“自分の助け方”を学びます。
★第10回ふくふく講座
テーマ:『元気になる“私のトリセツ”(取扱説明書)を作ろう!!』

講師: 八巻 香織さん(ティーンズボスト代表理事)
日時: 12月2日(土) 午前10時~12時
場所: 男女共同参画支援センターふくふく(講堂)
対象: 関心のある方
受講料: 無料★一時保育の申込み締切は10/24です。
申し込み・問い合わせ(平日10時~17時)
男女共同参画支援センターふくふく
宜野湾市志真志1丁目15番22号
電話 896-1616



皆様のご参加をお待ちしています。

ひとり親世帯の厳しい現状に対し、国、自治体がすべき、あるいは地域、個人ができる支援とは何かを当事者団体から学びます。
★第9回ふくふく講座
テーマ:『ひとり親世帯に必要な支援とは』

講師: 秋吉 晴子さん(こんぐるまぎあずぷらむ沖縄代表)
日時: 11月28日(火) 午後2時~4時
場所: 男女共同参画支援センターふくふく(講堂)
対象: 支援者・関心のある方
受講料: 無料★一時保育の申込み締切は11/15です。

長年臨床支援を行っている精神科医の立場から、DVとは、ストーカーとは何か、また、被害に遭った方の心理状態を理解し、回復のために必要な支援を学びます。
★第8回ふくふく講座
テーマ:『DV・ストーカー被害からの回復支援のために』

講師: 竹下 小夜子さん(精神科医)
日時: 11月15日(水) 午後7時~9時
場所: 男女共同参画支援センターふくふく(講堂)
対象: 支援者・関心のある方
受講料: 無料★一時保育の申込み締切は11/2です。